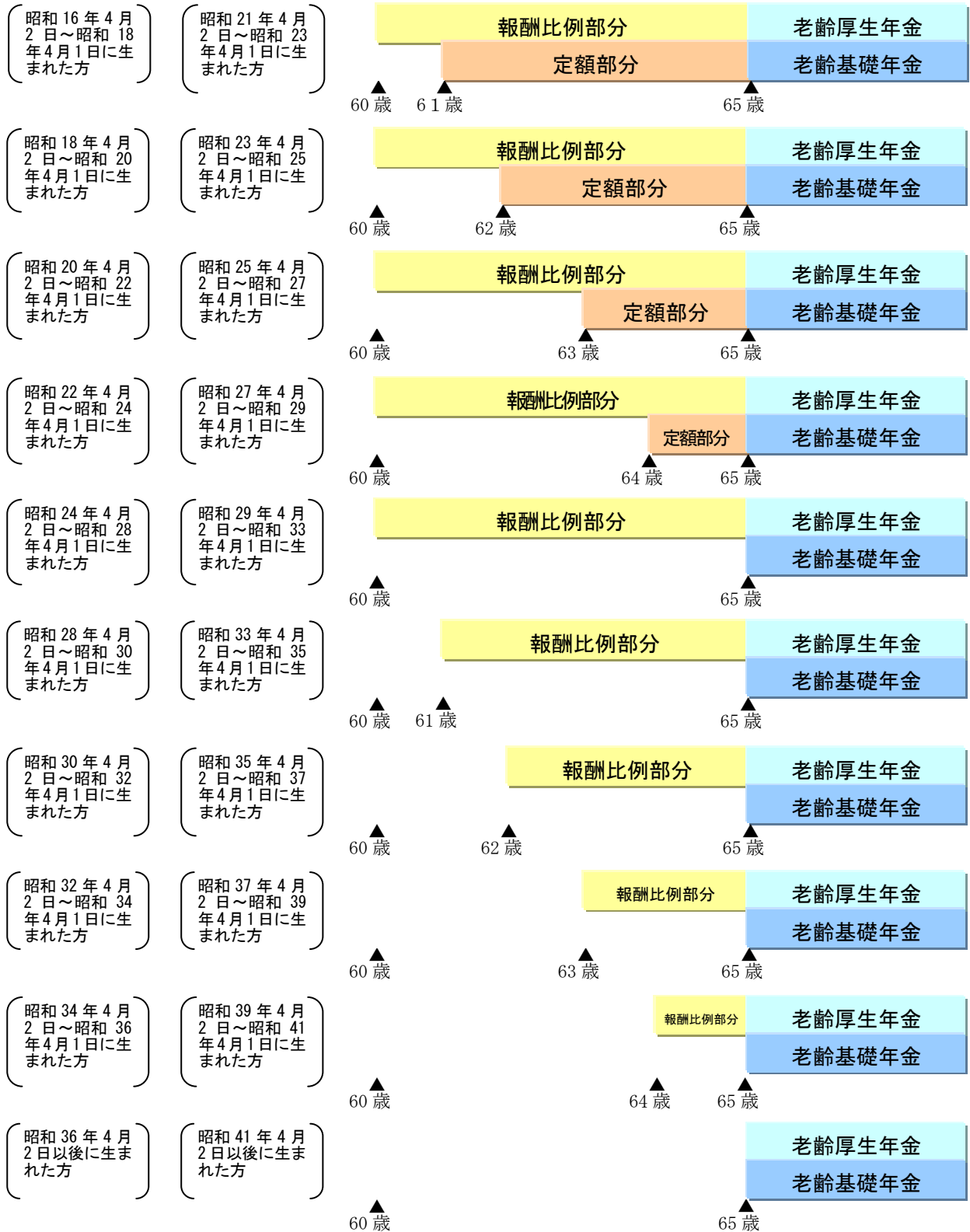


**■昭和16年(女性は昭和21年)4月2日以後に生まれた方は、60歳から65歳になるまでの間、生年月日に応じて、受給開始年齢が引き上げられます。**

**男性の場合**

**女性の場合**



**障害をお持ちの方・厚生年金の加入期間が44年(528月)以上の方は、受給開始年齢に特例があります。**

昭和16年(女性は昭和21年)4月2日以後に生まれた方でも、次のいずれかに該当する場合は、特例として、本来の受給開始年齢から報酬比例部分と定額部分を合わせた特別支給の老齢厚生年金が受給できます。

- ① 厚生年金保険の被保険者期間が44年以上の方(被保険者資格を喪失(退職)しているときに限る)
- ② 障害の状態(障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度)にあることを申し出た方(被保険者資格を喪失(退職)しているときに限る) ※申出月の翌月分から特別支給開始となります。また障害年金を受給中の方については本来の受給開始年齢にさかのぼって特例受給開始となります。
- ③ 厚生年金保険の被保険者期間のうち、坑内員または船員であった期間が15年以上ある方(昭和21年4月1日以前に生まれた方は55歳から受給できますが、それ以後に生まれた方については受給開始年齢が段階的に引き上げられます)